

# 商工ニュース

平成22年度 第6回

平成23年1月26日(水)

発行:江田島市商工会

URL : etajima.jp

## 新年のご挨拶



会長 濱野博道

新年明けましておめでとうございます。

商工会員並びに関係者の皆様には、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、我が国の経済は最悪期を脱し、穏やかな持ち直しの動きが見られるものの、急激な円高やデフレの進行が続くなど、全体として回復力は弱く、景気が「足踏み状態」に陥っています。

特に、地域を支える中小・小規模企業を取り巻く経営環境は、過疎化や少子化の進展、産業の空洞化、都市と地方の地域間格差の拡大など、経済社会の構造変化は地域経済に疲弊をもたらし、かつてないほど厳しい状況が続いております。

こうした中で、昨年は「商工会法施行 50 周年」の節目の年に当たり、これを記念した広島大会や全国大会が挙行されました。これらの大会では、[あなたに、とことん]をキャッチフレーズに、「すべては会員のために」という、商工会誕生以来の基本理念に立ち返り、組織を挙げて「巡回訪問」を強化し、会員の皆様から真に必要なとされる商工会として存続することを決意いたしました。そして、さらなる会員サービスの向上に努めるとともに、企業や個店が元気で、地域住民の笑顔が溢れるまちづくりを推進するため、広島大会では「元気な経営、笑顔のまちへ、商工会は全力で進みます」、全国大会では「商工会は行きます、聞きます、提案します～会員満足向上運動～」の各大会スローガンが採択されました。

さらに、商工会が地域において果たしている役割を、会員を始め地域住民や行政に対して広く周知し、「地域になくしてはならない商工会」となるため、江田島市商工会において「商工会地域貢献アピールプラン」の策定を行っているところです。

これからも地域の発展に貢献していくためには、私たち商工会は、行政との連携を一層強化するのは勿論のこと、各関係団体とも協力して、地域に密着した活動を通じ、失われいく地域コミュニティを守る唯一の砦として、今後も活動していかなければなりません。

終わりに、皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、益々のご繁栄とご健勝を祈念し年頭のご挨拶といたします。



# 防犯まちづくりを推進

【商工会が地元警察署と地域安全に関する覚書を結び、防犯情報の共有化などを目指す】



互いの協力を誓い固く握手する  
会長(左)と江田島警察署長(右)

江田島市商工会は、地域住民が安全で安心して暮らせる新しいまちづくり活動に取り組みます。地元警察署と協働して地域防犯活動を推進するために、当商工会は17日、江田島警察署と「安全・安心なまちづくり活動の推進に関する覚書」を締結。連携関係を強化して、防犯情報の受発信や防犯活動への積極参加などで、安全で快適なまちづくりを目指します。

広島県が推進する県民総ぐるみ運動「減らそう犯罪ひろしまアクションプラン」の一環で、地域安全に関する商工会と警察の覚書締結は県内では初めての事例。このアクションプランは、県民や事業者、関係機関、行政など多様な主体がそれぞれの立場で連携・協働し、誰もが安心して暮らせる地域づくりの実現を目指すことを狙いとしています。

誰もが安心・安全を実感できる地域づくりのためには、“安心・安全なまちづくり”と“安心をもたらす警察活動”を両輪として進めることが必要で、減らそう犯罪運動を地域に浸透させて運動の定着を図るために、同署は商工会が持つ広範なネットワークに着目。地域に密着した事業活動を行う商工業者と防犯情報の共有化を図ることは、地域ぐるみで防犯意識を高めることにつながり、地域住民の防犯行動が自然にとれる意識づくりに役立つと考えた同署は、商工会に連携について協力を依頼。商工会は今後、同署と連携を深めながら、犯罪が発生しにくい防犯環境づくりに努めます。

具体的には、商工業者と同署の間の情報共有や意思疎通を図る仕組みを構築し、防犯情報を幅広く提供するネットワークを整備します。ホームページや商工ニュースなどで地域住民向けの防犯情報を掲載します。江田島市防犯連合会、江田島市交通安全協会など民間団体の活動、行事に積極参加し、防犯に関する講習会や研修会の開催なども計画しています。講師の派遣には同署が協力します。

警察活動に関する情報を過去に取り扱ったことはありませんが、地域のためにできることから協力を始めたいと思います。

お問い合わせ / 江田島市商工会  
TEL (0823) 42-0168



# 平成 22 年分所得税・消費税の確定申告について

平成 22 年分の所得税・消費税の確定申告は下記の要領で行いますのでよろしくお願ひします。

なお、**本年も税務署から申告書・決算書が郵送されません**（次ページ参照）のでご注意ください。

## 平成 22 年分の確定申告の基本的な流れ

帳簿等（月別集計表、収支日計式帳簿等）の集計（会員）

減価償却費の金額や集計する時に不明な点があれば、お早めにご連絡ください。

面接日を記載したハガキを会員宛てに発送（商工会）

で作成した帳簿等と必要書類を面接日に持参して面接（申告調整）する（会員、商工会）

チェックシートは同封してあります。ご自身で記入して下さい。

面接は今まで申告していた本所・支所となります。

この時、概算の税額をお知らせいたしますので、申告調整に必要な資料は必ずお持ちください。必要資料は下記の通りです。

資料は、一度預からせていただきます。

帳簿等の集計と決算整理仕訳及び仮決算書・仮申告書の作成（商工会）

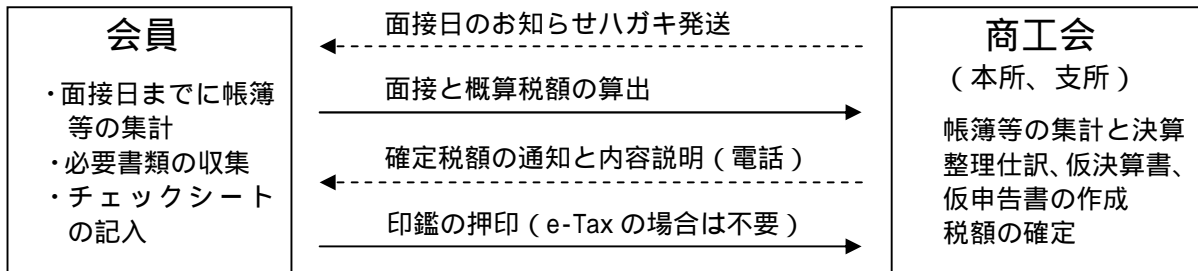
所得税・消費税額の確定（商工会）

内容説明及び税額を電話で連絡します。

追加事項、集計モレ等があれば早めにお知らせください。

商工会窓口で印鑑を押印する（会員、商工会）

面接した本所・支所にお越しください（e-Tax の場合は不要です）。



面接日 平成 23 年 1 月 24 日（月）～2 月 25 日（金）

10：00～16：00 まで（土日祝は除く）… 後日、ハガキで面接日をお知らせします

場所 江田島市商工会 本所、支所

必要資料 (1)「所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のお知らせ」ハガキ（税務署より郵送）

(2)控除証明等（チェックシートの申告調整項目「4」のとおり）

(3)源泉徴収簿 (4)税務綴り（大柿町のみ） (5)印鑑（税額が確定してから必要）

(2)のうち、紛失等により控除金額が不明な場合は、市役所や社会保険事務所など関係各所へ、直接、お問い合わせ・ご確認のうえ、面接にお越し下さい。

税務署へ提出した確定申告書の控えが必要な方は、3 月 16 日以降に本所、支所へお越しください。

平成 22 年分所得税・消費税の申告のための面接期間

**平成 23 年 1 月 24 日（月）～2 月 25 日（金）**

この期間までに集計等が完成していなければ期限内申告ができかねますのでご了承下さい。

## 税務署からの「確定申告のお知らせ」について

本年も昨年と同様に、「**所得税・消費税及び地方消費税の確定申告のお知らせ**」(緑色の文字で印刷された**圧着ハガキ**)が1月下旬頃に届く予定です。

このお知らせハガキには予定納税の金額や口座振替金融機関等の申告に必要な情報が記載されておりますので面接日には必ずお持ちください。

## 派遣税理士の代理送信と同意書について

商工会では確定申告期間に限り派遣税理士のカードを使った e-Tax による代理送信を行っています。通常の e-Tax によるメリットは下記の通りですが、そのうち派遣税理士の代理送信は 以外のメリットを全て受けることが出来ます。

この代理送信を行うためには、同封の「電子申告に係る利用者識別番号の利用同意書」に自署・押印し面接日に商工会へ提出していただくだけです。是非ご利用ください。

また、e-Tax (通常、代理送信とも)では印鑑の押印は不要ですので、決算、申告内容に修正又は不明な点がなければ、面接日の1日だけで申告が完了することもありますので是非ご検討ください。

### e-Tax によるメリット

「**最高 5,000 円の税額控除 ( 派遣税理士の代理送信では受けられません )**

平成 22 年分の所得税の確定申告を本人の電子署名及び電子証明書を付して、申告期限内に e-Tax で行うと、所得税額から最高 5,000 円の控除ができます(平成 19 年分から平成 21 年分の確定申告でこの控除を受けた方は、受けられません)。

### 添付書類の提出省略

医療費の領収書や源泉徴収票等は、その記載内容(病院等の名称、支払金額等)を入力して送信することにより、提出又は提示を省略することができます(確定申告期限から3年間、税務署から書類の提出又は提示を求められることがあります)。

### 還付金がスピーディー

e-Tax で申告された還付申告は書面申告と比べて早期処理しています(3週間程度に短縮)。

### 24 時間受付

平成 23 年 1 月 17 日(月)から所得税の確定申告期限の 3 月 15 日(火)まで 24 時間 e-Tax の利用が可能。



「ネットde記帳」は、全国商工会連合会が運営するインターネットを利用した経理システムです。

## ネットde記帳

### の利用メリット

#### ①8万～10万円の節税！！

青色申告特別控除 65万円の適用が可能です。

#### ②融資がスムーズに

毎月の経営状態がタイムリーでわかり、融資に必要な試算表ができます。

#### ③指導員による分析表の作成及び経営相談

商工会が入力操作・決算指導・財務分析など全面的にバックアップいたします。

#### ④税制改正等に伴うソフトのバージョンアップなど面倒な作業が不要です。

#### ⑤インターネット経由なので「いつでもどこからでも」簡単操作、入力と同時に結果がすぐ見られます。

## ネットde記帳

### 利用料金

「入力する時間がない」、「面倒だ」と思われる方は、ご希望により入力代行（有料）いたします。

「データ入力」の代行を希望する方・・・

**年間 60,000 円** (月 5,000 円)

※建設業対応オプション料は別途

加入して  
6カ月継続  
すると



江田島市商品券

**30,000 円分**プレゼント

「データ入力」は自分でしたい方・・・

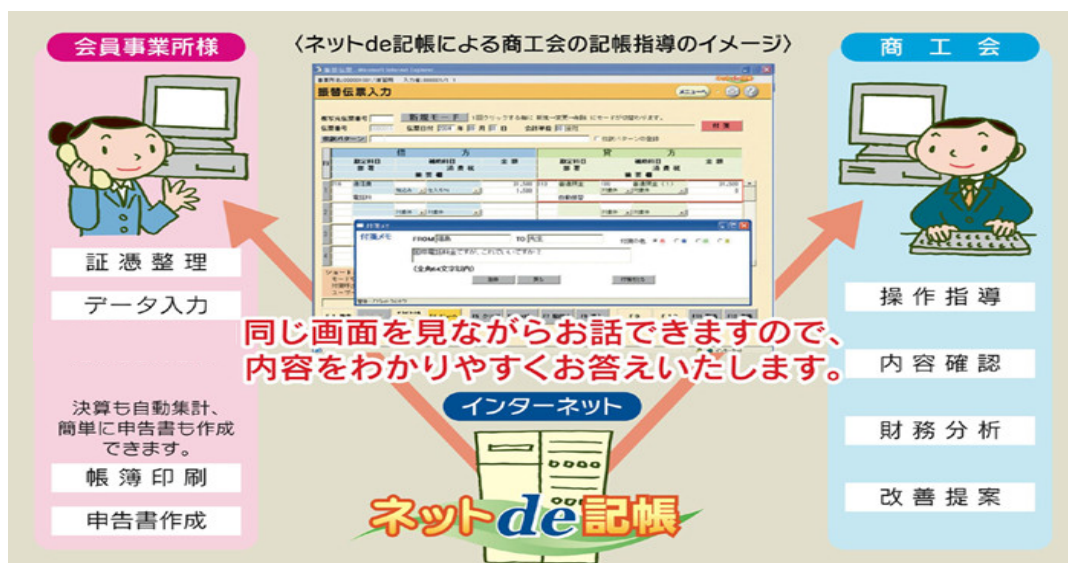
**年間 31,500 円**

※建設業対応オプション料は別途



江田島市商品券

**15,000 円分**プレゼント



※その他、ご不明な点がございましたら商工会へご連絡下さい。

# 確定申告前のチェックシート

商工会受付日：平成 年 月 日

受付者 \_\_\_\_\_ 集計者 \_\_\_\_\_

事業主名 \_\_\_\_\_ 様 連絡が取れる電話 \_\_\_\_\_ 時間帯 いつでも AM PM

| 項目   | チェック事項  | 判 定             |
|------|---|-----------------|
| 全体項目 | 1 該当する収入に _____ をしてください。<br>事業、不動産、農業、利子、配当、給与、年金、譲渡(土地の売買等)<br>保険満期、その他( _____ ) | /               |
|      | 2 税務署からの「所得税、消費税の確定申告のお知らせ」ハガキがあるか？   | ある      ない      |
|      | 3 事業所得、不動産所得、農業所得は事業主で集計をしているか？   | している      していない |
|      | 4 事業主自身で集計した金額で申告しても良いか？  | はい      いいえ     |
|      | 5 消費税の課税事業者か？   | はい      いいえ     |

| 項目     | チェック事項   | 判 定             |
|--------|--|-----------------|
| 決算関係項目 | 1 現金売上、掛売上、銀行振込などの売上計上漏れはないか？  | ある      ない      |
|        | 2 未収となっている売上(収入)がないか？  | ある      ない      |
|        | 3 自家消費は適正(通常価格の 70%以上が原価のいずれか多い額)に計上されているか？  | している      していない |
|        | 4 雑収入はあるか？(ある場合の内訳: _____)   | ある      ない      |
|        | 5 棚卸をしているか？      仕入額( _____ 円)   | している      していない |
|        | 6 租税公課のうち所得税、住民税、国保税等は除いたか？  | 除いた      除いてない  |
|        | 7 以下の費用の家事用部分は除いたか？(除いていない場合事業用割合を記入)<br>・ 水道光熱費(水道代 _____ %、電気代 _____ %、ガス代 _____ %)<br>・ 通信費( _____ %)      ・ 修繕費( _____ %)<br>・ 消耗品費( _____ %)      ・ 燃料費( _____ %)<br>・ 福利厚生費( _____ %)      ・ 自動車関係( _____ %)<br>・ 利子割引料( _____ %)<br>・ 地代・家賃( _____ %) | 除いた      除いてない  |
|        | 8 接待交際費は事業遂行上必要なものか？   | はい      いいえ     |
|        | 9 1個又は1組の値段が10万円以上のものを購入したか？<br>(購入した場合の内訳: _____)   | はい      いいえ     |
|        | 10 事業用資産を売却、破棄、下取りしたか？<br>(その場合の内訳: _____)   | はい      いいえ     |
|        | 11 事業用車両の車検を行ったか？(ある場合は明細書を)   | はい      いいえ     |

| 項目     | チェック事項  | 判 定             |
|--------|---|-----------------|
| 申告調整項目 | 1 源泉徴収票(給与、年金、共済年金等の収入がある方)があるか？  | ある      ない      |
|        | 2 支払明細書(保険等の満期返戻金等の収入がある方)があるか？   | ある      ない      |
|        | 3 土地の売買や収用などがあるか？   | ある      ない      |
|        | 4 以下の証明書等があるか？<br>・ 社会保険料(厚生年金等)の支払額<br>・ 国民健康保険(建設国保)の支払額と証明書<br>・ 国民年金(年金基金)の支払額と証明書<br>・ 介護保険の支払額と証明書<br>・ 生命保険(個人年金含む)の支払額と控除証明書<br>・ 地震保険(旧長期損害保険も含む)の支払額と控除証明書<br>・ 小規模企業共済の掛金と証明書<br>・ 住宅取得控除を受けるための必要資料<br>・ 年末の借入残高等の証明書<br>・ 障害者等の証明書 | ある      ない      |
|        | 5 4の証明書等がない場合に、事業主が責任を持つことに同意するか？   | 同意する      同意しない |
|        | 6 申告者の扶養家族の異動はあるか？(ある場合下記へ記入)<br>・ 扶養人数<br>・ 扶養者の氏名、生年月日<br>・ 扶養者の就業の有無(有る場合の年収額: _____)  | ある      ない      |
|        | 7 医療費控除を受けるための領収書は集計されているか？   | している      していない |

## 「国の教育ローン」のご案内

「国の教育ローン」は、高校、短大、大学、専修学校、各種学校や外国の高校大学等に入学・在学するお子様をお持ちのご家庭を対象とした公的な融資制度です。

### 【ご利用いただける方】

ご融資の対象となる学校に入学・在学される方の保護者で、次の1または2の方

- 1 世帯の年間収入（所得）が次表の金額以内の方

| 子供の人数（注） | 給与所得者（事業所得者）   |
|----------|----------------|
| 1人       | 790万円（590万円）   |
| 2人       | 890万円（680万円）   |
| 3人       | 990万円（770万円）   |
| 4人       | 1,090万円（860万円） |
| 5人       | 1,190万円（960万円） |

（注）「子供の人数」とは、お申し込み頂く方が扶養しているお子様の人数を言います。年齢、就学の有無を問いません。「6人以上」の場合は、コールセンターへお問い合わせください。

- 2 世帯の年間収入（所得）が990万（770万）以内であって、  
次の特例要件にいずれかに該当する方

#### 【特例条件】

- （1）勤続（営業）年数が3年未満
- （2）居住年数が1年未満
- （3）返済負担率（借入金申込人の（借入金年間返済額 ÷ 年収））が30%超

世帯の年間収入（所得）には、世帯主のほか、配偶者などの収入（所得）も含まれます。  
今年の世帯の年間収入（所得）が上記の金額以内となる見込みのある方はご利用いただける場合があります。

学生ご本人または他のご親族でもご利用いただける場合があります。

【ご融資額】 学生・生徒1人あたり300万円以内

【利率】 年2.45%（固定金利、平成22年12月9日現在）

【ご返済期間】 15年以内（母子家庭または交通遺児家庭の方については18年以内）

【お使いみち】 入学金、授業料、教科書代、アパート・マンションの敷金。家賃など

【ご返済方法】 毎月元利均等返済（ボーナス時増額返済も可能）

【保証】（賤）教育資金融資保証基金（連帯保証人による保証も可能）

詳しくは、当公庫呉支店国民生活事業（0823-24-2600）または「国の教育ローン」コールセンター（0570-008656（ナビダイヤル）または03（5321）8656）までお問い合わせください。

国民政策金融公庫国民生活事業ホームページアドレス

<http://www.k.jfc.go.jp/kyouiku/ippan/index.html> からもお申し込み頂けます。

## 『事業資金は、制度融資のご活用を！！』（最新金利情報）

時代は超低金利時代。事業資金の手当は、低利で有利な制度融資をご活用ください  
事業資金のご融資希望の方は、お早めに商工会へお問い合わせください。

主な制度融資一覧表

平成 23 年 1 月 26 日現在

| 名 称              | 融資限度額                    | 返済期間  | 利 率           | 備 考               |
|------------------|--------------------------|-------|---------------|-------------------|
| 商工貯蓄共済制度<br>融資   | 1,500万円<br>掛金の口数により異なります | 7年以内  | <b>2.675%</b> | 保証料含む<br>変動金利     |
| 日本政策金融公庫<br>普通貸付 | 4,800万円                  | 10年以内 | <b>2.25%~</b> | 無担保無保証可<br>無担保無保証 |
| セーフティネット貸付       | 4,800万円                  | 15年以内 | <b>1.75%~</b> |                   |
| 経営改善貸付           | 1,500万円                  | 10年以内 | <b>1.95%</b>  |                   |
| 国の教育ローン          | 300万円                    | 15年以内 | <b>2.75%</b>  |                   |
| 県費預託融資<br>小規模融資  | 1,250万円                  | 6年以内  | <b>2.27%</b>  | 保証料含む             |
| 経営安定資金           | 7,000万円                  | 10年以内 | <b>3.32%</b>  | 保証料含む             |
| セーフティーネット資金      | 4,000万円                  | 10年以内 | <b>2.34%</b>  | 保証料含む             |

保証協会の保証料が弾力適用となりましたので、上記一覧表には基準となる保証料を含めて、  
表示してありますが、企業の財務内容により0.45~1.90%の幅で区分適用となります。

また、セーフティーネット保証について市の承認を受けた場合、一律0.7%の保証料率となります。

### 広島県最低賃金

**時間額 704円 発効時期 平成22年10月30日**

・広島県最低賃金は、広島県内で働くすべての労働者に適用され、年齢・性別・雇用形態(常用・臨時・パート・アルバイト等)の別を問いません。

・特定の産業で働く労働者については、広島県最低賃金よりも金額の高い産業別最低賃金が適用される場合があります。

【例】広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業 796円 発効時期 平成22年12月31日  
広島県各種商品小売業 764円

### 今後の行事予定

| 年月日    | 行 事 内 容                       | 場 所 等       |
|--------|-------------------------------|-------------|
| 平成23年  |                               |             |
| 1月 16日 | えたじまポートプラザ                    | 小用みなと公園     |
| 18日    | 商工会ビジネスマッチングフェア               | グランドプリンスホテル |
| 20日    | 商工会正副会長研修会                    | リーガロイヤルホテル  |
| 20日    | 労働保険事務組合研修会                   | ビューポートくれ    |
| 24日    | 平成22年度分所得税・消費税確定申告相談会(2/28まで) | 各本所・支所      |
| 25日    | 女性部西地域主張発表大会・研修会              | 安芸区民文化センター  |
| 26日    | ぼっぼカード加盟店大会                   | メルパルク広島     |
| 2月 7日  | 江田島市カキ祭り                      | 中町みなと公園及び周辺 |
| 10日    | 商工貯蓄共済事業推進委員会                 | 県連          |
| 20日    | えたじまポートプラザ                    | 小用みなと公園     |
| 26日    | 商工会農商工連携観光モデル事業モニターツアー        | 市内          |